

改正

平成25年11月1日訓令第12号

平成27年3月30日訓令第54号

山武市中高層建築物指導要綱細則

(趣旨)

第1条 この訓令は、山武市中高層建築物指導要綱（平成18年山武市告示第139号。以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議手続)

第2条 要綱第6条に規定する事前協議を行う事業者は（以下「事業者」という。）、要綱第5条の規定を遵守し、あらかじめ開発区域が所在する地区の区長の同意を得るものとする。

なお、建築行為事前公開板（別記第4号様式）を住民が見やすい場所に設置するものとし、区長及び近隣住宅から要請があった場合は説明会を開催するものとする。

2 事業者は、建築事業事前協議申請書（別記第1号様式）に建築事業事前協議確認通知書（別記第2号様式）、設計説明書（別記第3号様式）及び建築事業事前協議添付図書（別紙）を添えて、正・副各1部（A4版編冊）を原則として毎月10日までに提出するものとする。

なお、申請書等に不備がある場合は、中高層建築物審査会に付議しないものとする。

3 市長は、前項の申請を受理したときはその内容を審査し、必要に応じて建築事業事前協議指示書（別記第5号様式）により指示事項を通知するものとし、協議が整ったときは必要に応じて事業者と協定を締結し、建築事業事前協議確認通知書により通知するものとする。

(工事着手届)

第3条 事業者は、前条に規定する確認を受けた後、速やかに工事着手前に建築事業に関する工事着手届（別記第6号様式）を提出するとともに、建築確認済の標識（別記第7号様式）を開発区域内の見やすい場所に表示すること。

(工事完了届出)

第4条 事業者は、工事完了後、速やかに工事完了届出書（別記第8号様式）を提出するとともに、完了検査に必要な書類を検査時に提出し、検査を受けるものとする。また、検査において計画どおり施工が完了しているものについて、建築事業に関する工事完了確認証（別記第9号様式）を交付するものとする。

(地位の承継)

第5条 第2条に規定する確認を受けた事業者から、合併、相続等により地位の承継を受けた事業者は、速やかに建築事業の確認承継届出書（別記第10号様式）を提出するものとする。

2 第2条に規定する確認を受けた事業者は、開発区域内の土地の所有権その他工事を施行する権限を譲り渡す場合は、事前に建築事業の同意承継承認申請書（別記第11号様式）を提出し、建築事業の同意承継承認通知書（別記第12号様式）により承認を受けるものとする。

（関係者の同意）

第6条 事業者は、第2条に規定する同意取得においては、次に定めるところによる。

（1） 開発区域内権利者の同意は、建築同意書（別記第13号様式）により取得するものとする。

（2） 開発区域隣接土地所有者の同意は、建築同意書（別記第14号様式）により取得するものとする。

（3） 排水放流先水路等の管理者及び水利権者の同意は、排水同意書（別記第15号様式）により取得するものとする。

（4） 開発区域が所在する地区の区長の同意は、建築同意書（別記第16号様式）により取得するものとする。

（事業者の責務）

第7条 要綱第5条第1項に規定する市の土地利用に関する計画とは、山武市総合計画及び都市計画事業等をいう。なお、当該計画地内における建築行為については、原則として協議に応じないものとする。また、計画地周辺においては、市の計画に適合するよう配慮しなければならない。

（開発区域の緑化）

第8条 要綱第11条第1項に規定する0.3ヘクタール未満の建築行為を施行する場合は、周辺の状況によって別途協議の上、緑地を確保し、緑化を図るものとする。

（雨水排水計画）

第9条 要綱第12条第2項に規定する雨水流出抑制施設を設け、又は河川若しくは水路を改修しなければならない場合は、次のとおりとする。

（1） 1ヘクタール以上の建築行為

（2） 作田川（平成18年3月27日における合併の日の前日における山武郡山武町の区域に限る。）流域における建築行為

（3） 河川管理者等が特に必要と認めた建築行為

（汚水排水計画）

第10条 要綱第13条第2項に規定する条例に定めるところにより必要な措置を講ずる。

(上水道及びガス)

第11条 要綱第14条第2項に規定する施設の設置については、次によるものとする。

- (1) 建築同意までに周辺の水質調査等により、開発区域内の水質を予測すること。
- (2) 完了検査までに開発区域内の水質を調査し、水道法（昭和32年法律第177号）に定める水質基準に適合した旨の、山武健康福祉センター及び厚生労働大臣の指定を受けた者の検査報告書を提出すること。

(日照の確保)

第12条 要綱第26条に規定する日照条件については、次によるものとする。

- (1) 用途地域が指定されていない区域内にある中高層建築物は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において平均地盤面から4メートルの高さの水平面（建築基準法（昭和25年法律第201号）で日影規制を受ける区域及び開発区域を除く。）に、次の表の左欄に掲げる範囲において、同表の右欄に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。

範囲	開発区域の敷地境界線からの水平距離が5mを超え10m以内の範囲	開発区域の敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲
日影時間	5時間	3時間

- (2) 用途地域が指定されている区域内にある中高層建築物で、冬至日において、用途地域が指定されていない土地に日影を生じさせるものは、用途地域が指定されていない区域内にある建築物とみなして、前号の規定を適用する。

- (3) 前2号に定めるもののほか、日照の確保については、建築基準法第56条の2（第2項、第4項及び第5項を除く。）の規定の例による。

(公共公益施設の帰属及び管理)

第13条 要綱第32条に規定の公共公益施設の帰属及び管理については、次に定めるところによる。

- (1) 建築行為により整備される公共公益施設の帰属及び管理については、原則として次のとおりとする。

種別	帰属	管理
敷地内通路	事業者	事業者
公園	市	市（別途協議）
緑地・広場	事業系	事業者
	住宅系	市
上水道（本管）	山武郡市広域水道企業団又は市。ただし、千葉県小規模水道条例による開発区域専用の上水道施設及び	

		用地については、帰属及び管理ともに事業者とする。	
井戸		事業者	事業者
下水道		下水道法に基づかない開発区域専用の施設及び用地については、用地、管理とも事業者とする。	
消防水利（消火栓・防火水槽）		消火栓：山武郡市広域水道企業団・防火水槽：市	市
雨水流出抑制施設		別途協議	別途協議
学校	小学校	市	市（建設時期等は別途協議）
	中学校		
	幼稚園	別途協議	別途協議
保育所		別途協議	別途協議
認定こども園		別途協議	別途協議
衛生施設		事業者	事業者
集会施設		別途協議	別途協議
管理施設		別途協議	別途協議
商業施設		事業者	事業者

(2) 事業者は、市が管理することとなる施設における移管時期等については、別途協議すること。

(3) 事業者は、帰属等を行うときは、帰属（寄附採納）願いについて（別記第17号様式）を提出するものとする。

（工事の廃止届）

第14条 建築確認を受けた工事を廃止するときは、建築確認に関する工事の廃止の届出書（別記第18号様式）により行うものとする。ただし、着工後の廃止届については、関係課と十分協議を行った上で提出するものとする。

（中高層建築物審査会）

第15条 中高層建築物審査会は、議長及び委員をもって構成する。

2 議長は、都市建設部長とする。

3 委員は、次の関係課の職員とする。なお、議長は、必要に応じて、その他関係課等の職員を加えることができるものとする。

企画政策課、財政課、消防防災課、市民課、農林水産課、環境保全課及び土木課

4 中高層建築物審査会は、原則として毎月開催するものとする。

5 中高層建築物審査会の庶務は、都市整備課においてこれを処理する。

附 則

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成25年11月1日訓令第12号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年3月30日訓令第54号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

様式目次

種類	様式
建築事業事前協議申請書（正）	別記第1号様式
建築事業事前協議確認通知書（副）	別記第2号様式
確認に付する条件	
設計説明書	別記第3号様式
建築行為事前公開板	別記第4号様式
建築事業事前協議指示書	別記第5号様式
建築事業に関する工事着手届	別記第6号様式
建築確認済の標識	別記第7号様式
工事完了届出書	別記第8号様式
建築事業に関する工事完了確認書	別記第9号様式
建築事業の確認承継届出書	別記第10号様式
建築事業の確認承継承認申請書（正）	別記第11号様式
建築事業の確認承継承認通知書（副）	別記第12号様式
建築同意書	別記第13・14・16号様式
排水同意書	別記第15号様式
帰属（寄附採納）願いについて	別記第17号様式
建築確認に関する工事の廃止の届出書	別記第18号様式
建築事業事前協議添付図書	
建築事業の審査フロー図	
[資料] 誘導居住水準	

別記第1号様式（第2条関係）

正

建築事業事前協議申請書

年 月 日

(宛先)山武市長

申請者 住 所
氏 名 ㊟
(法人の場合は、事務所等の所在地、名称及び代表者の氏名)
連絡先(電話)
担当者

山武市中高層建築物指導要綱第6条に基づき、建築事業(変更)の協議を下記のとおり申請します。

記

開発区域の所在及び地番	山武市		
開発区域の面積			
建築面積	m ²	延べ面積	m ²
建築物の用途・構造・規模	(用途) (規模)	(構造) 階建(高さ)	m
計画人口及び人口密度	人、 人/ha		
住宅の戸数及び1戸当たりの平均面積	戸 m ² /戸	分譲・ 賃貸の別	
設計者	住 所 氏 名 担当者氏名	(電話)	
工事施工者	住 所 氏 名		
工事着手予定日	年 月 日	工事完了予定日	年 月 日

第2号様式（第2条関係）

副

建築事業事前協議確認通知書

この申請書に係る建築事業(変更)に伴う事前協議については、下記の条件を付して確認いたしましたので通知します。

第 号
年 月 日

山武市長



記

条 件		別紙のとおり		
事業の概要(申請者が記入)	事業者の住所・氏名			
	開発区域の所在及び地番	山武市		
	開発区域の面積	m ²		
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²
	建築物の用途・構造・規模	(用途) (規模)	(構造) 階建(高さ)	m
	計画人口及び人口密度	人、		人/ha
	住宅の戸数及び1戸当たりの平均面積	戸 m ² /戸	分譲・賃貸の別	
	設計者	住所 氏名 担当者氏名	(電話)	
	工事施工者	住所 氏名		
	工事着手予定日	年 月 日	工事完了予定日	年 月 日

別紙

確認に付する条件

- 1 工事施工中は、危険、火災、風水害等の防止のために適切な措置を講ずること。特に、工事施工中の防災対策については、工事着手以前に関係機関と十分協議の上決定し、その旨を工事施工者等にも周知徹底させるとともに警備体制を確立し、防災に万全の措置を講ずること。
- 2 工事の施工によって、道路、河川その他公共施設を損傷したとき、又は開発区域の周辺地域の農林水産物その他に被害を及ぼしたとき、若しくは人の生活環境が損なわれたときは、建築事業の確認を受けた者(以下「事業者」という。)の責任において、補償又は原状回復を行うこと。
- 3 従前からある公共施設の廃止、つけ替え等の工事の施工に当たっては、交通、用排水その他に危険、公害、混乱等を生じないように十分注意すること。
- 4 工事の施工中において、当初設計の前提とした土質、地盤等に著しく相違した箇所が生じた場合には、その状況を遅滞なく報告すること。
- 5 軟弱な土地の造成及び盛土の造成については、あらかじめ土質調査、地耐力試験等を十分に行い、地盤沈下等が起きないように措置し、その旨遅滞なく報告すること。また、盛土工事の施工に当たっては、盛土厚0.3メートルごとに十分転圧を施すとともに、原地盤が急斜面の場合は、段切りの上盛土工事を行うこと。
- 6 工事の施工に当たっては、工事管理者を現場に常駐させ、十分監督させること。
- 7 この確認に係る工事を中止し、又は廃止する場合には工事によって損なわれた公共施設の機能を速やかに回復するとともに、土地の形質の変更等によって周辺の地域に交通、用排水場の支障を来し、又は土砂くずれ、溢水等による被害を及ぼすおそれのないように適切な措置を講ずること。
- 8 事業者又は工事施工者は、検査員が指示した工事について工事工程表(別記第6号様式添付書類)を作成し市長に提出すること。

また、工事の記録写真の撮影、その他工事の施工状況を調査するため必要とする関係図書を整備し、検査員が検査上の必要から提出を求めたときは、これを提出すること。

(1) 工事の記録写真は、位置、構造、寸法等が設計図書に適合している状況が確認できる写真を撮影し、撮影年月日その他必要事項を記入して検査員に提出すること。ただし、検査員が必要ないと認めたもの及び工事完了後において外部から容易に確認できるものは、この限りでない。
- 9 擁壁、人孔その他相当の重量のある構造物を設置する場合、その施行に当たっては設置される構造物の構造が当該箇所の地形、地質等に適合した設計であるか否か検討し、その安定性を確認した上で施行すること。
- 10 上記のほか、工事の施工に当たって疑義を生じたときは、検査員の指示を受けること。
- 11 当該確認に係る工事に着手したときは、速やかに工事着手届(別記第6号様式)を市長に提出すること。
- 12 当該確認に係る工事に着手したときは、建築確認済の標識(別記第7号様式)を開発区域内の見やすい場所に表示すること。
- 13 当該確認に係る工事を完了したときは、工事完了届出書(別記第8号様式)を市長に提出すること。

第3号様式（第2条関係）

設 計 説 明 書

建 築 形 態		敷 地 面 積 m ²	建 築 面 積		m ²	建 ぺ い 率	%			
			延 べ 面 積		m ²	容 積 率	%			
地 面 積 別	区 分	宅 地	農 地	山 林	そ の 他	計				
	面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²				
	比 率	%	%	%	%	%				
土 地 利 用 計 画	宅 地	m ²	%	宅 地 の 内 訳	駐 車 場	集 合 住 宅	台 数	台 戸	%	
	通 路	m ²	%				店 舗	台 数	台	%
	公 園	m ²	%					売 場 面 積	m ²	%
	緑 地	m ²	%					台 数	台	%
	消 防 施 設	m ²	%					面 積	m ²	%
	汚 水 処 理 用 地	m ²	%	建 築 物 の 内 訳	集 会 所	m ²				
	ご み 置 場	m ²	%		ゴ ミ 置 場	m ²				
	集 会 所	m ²	%		自 転 車 置 場	m ²				
	そ の 他	m ²	%		そ の 他	m ²				
	計	m ²	%		計	m ²				
土 砂 搬 出 入 計 画		切 土 量 :		m ³	盛 土 量 :		m ³			
		根 切 土 量 :		m ³	埋 戻 土 量 :		m ³			
		搬 出 土 量 :		m ³	搬 入 土 量 :		m ³			
道 路 計 画	区 分	幅 員	延 長	路 面 排 水 施 設						
	区 域 外 主 要 道 路	m	m	U 字 溝、L 型 溝、暗 渠						
	取 付 道 路	m	m	U 字 溝、L 型 溝、暗 渠						
	区 域 内 通 路	m	m	U 字 溝、L 型 溝、暗 渠						
		m	m	U 字 溝、L 型 溝、暗 渠						
排 水 計 画	U 字 溝	mm ~ mm	管 渠		mm ~ mm					
	L 型 溝	mm ~ mm	柵 渠							
	そ の 他									
し 尿 処 理	合 併 浄 化 槽 (人 槽)、農 業 集 落 排 水、そ の 他 ()									
擁 壁 計 画	RC 擁 壁、間 知 ブ ロ ッ ク 積 擁 壁、そ の 他 最 高 高 さ m									
給 水 計 画	公 営 水 道 ()、私 設 水 道 ()									
ガ ス 計 画	都 市 ガ ス ()、簡 易 ガ ス ()									
そ の 他 の 施 設										

第4号様式（第2条関係）

← 90cm以上 →		
建築行為事前公開板		
事業者	住所 氏名 担当者	(電話)
設計者	住所 氏名 担当者	(電話)
開発区域の所在及び地番	山武市	
開発区域の面積		
建築面積		
延べ面積		
建築物の用途・構造・規模	(用途) (規模) (戸数)	(構造) 階建(高さ) m 戸
事前協議申請書提出先	山武市役所都市建設部都市整備課	
工事着手予定日	年 月 日	
工事完了予定日	年 月 日	
事前公開板の設置年月日	年 月 日	
(お願い) 表示事項及び計画の内容は、変更になることもありますので御了承ください。		

↑

90
cm
以上

↓

第6号様式（第3条関係）

建築事業に関する工事着手届

年 月 日

(宛先)山武市長

事業者住所
氏名



工事施工者住所
氏名

建築事業に関する工事に着手したので、下記のとおり届け出ます。

記

確認番号	第号		
確認年月日	年 月 日		
開発区域の 所在及び地番	山武市		
工事着手日	年 月 日		
工事完了予定日	年 月 日		
現場管理者(工事施 工者又は工事施工者 の定めたもの)	氏名		
	連絡先		電話

添付書類

工事工程表

第7号様式（第3条関係）

建築確認済の標識

中高層建築物指導要綱細則第6条に規定する建築確認済			
確 認 番 号	第 号		
確 認 年 月 日	年 月 日		
事 業 者	住 所 氏 名		
工事施工者	住 所 氏 名		
開 発 区 域 の 所 在 及 び 地 番	山武市		
開 発 区 域 の 面 積	m ²		
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
現場管理者（工事施工者又は工事施工者の定めたもの）	氏 名		
	連絡先		電 話

（備考） この標識は、縦60センチメートル以上、横80センチメートル以上とする。

第8号様式（第4条関係）

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

(宛先)山武市長

届出者 住 所
氏 名



建築事業に関する工事(確認番号： 第 号、 年 月 日)が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した開発区域 山武市の所在及び地番

※受 付 番 号	第 号、 年 月 日
※検 査 年 月 日	年 月 日
※検 査 結 果	合 、 否
※工事完了確認年月日	年 月 日

(備考) ※印欄は、記入しないこと。

添付図書

- ①案内図
- ②工事の記録写真
- ③配置図
- ④その他
- ⑤確定測量図

第9号様式（第4条関係）

建築事業に関する工事完了確認証

第 号
年 月 日

山武市長



下記の建築事業に関する工事について、年 月 日工事完了検査の結果、山武市中高層建築物指導要綱に基づく事前協議の内容に合致していることを確認しました。

記

確認番号	第 号
確認年月日	年 月 日
開発区域の 所在及び地番	山武市
開発区域の面積	m ²
建築物の用途	
戸数	戸
確認を受けた者の 住所・氏名	

第10号様式（第5条関係）

建築事業の確認承継届出書

年 月 日

(宛先)山武市長

届出者 住所
氏名



山武市中高層建築物指導要綱に基づく建築確認の地位を承継したので届け出ます。

建築確認の概要	建築確認を受けた者の住所・氏名	山武市	
	建築確認番号及び年月日	第 号	年 月 日
	建築確認に係る所在及び地番		
届出前の承継の経過	被承継者の住所・氏名		承継年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
届出に係る承継年月日		年 月 日	
承継の原因			

(備考) この届出書には、相続による承継にあつては被承継者の除籍謄本及び承継者の戸籍抄本を、法人の合併による承継にあつては合併後の法人の登記事項証明書を添付すること。

第11号様式（第5条関係）

正

建築事業の確認承継承認申請書

年 月 日

(宛先)山武市長

承認申請者 住所
氏名



山武市中高層建築物指導要綱に基づく建築確認の地位の承継承認を申請します。

建築確認の概要	建築確認を受けた者の住所・氏名	
	建築確認番号及び年月日	第 号 年 月 日
	建築確認に係る所在及び地番	山武市
申請前の承継の経過	被承継者の住所・氏名	承 継 年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
承認申請に係る権限取得年月日		年 月 日
取得した権限の内容		

(備考) この申請書には、取得年月日を証する書類(土地の登記事項証明書等)、住民票の写し並びに法人の場合にあっては、当該法人の登記事項証明書及び事業経歴書を添付すること。

第12号様式（第5条関係）

副

建築事業の確認承継承認通知書

第 号
年 月 日

山武市長



この申請書に係る建築確認の地位の承継について承認したので通知します。

承認申請者	住 所 名 氏 名	
建築確認の概要	建築確認を受けた者の住所・氏名	
	建築確認番号及び年月日	第 号 年 月 日
	建築確認に係る所在及び地番	山武市
申請前の承継の経過	被承継者の住所・氏名	承 継 年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
承認申請に係る権限取得年月日		年 月 日
権限取得した内容		

第13号様式（第6条関係）

建 築 同 意 書

年 月 日

事業者 住所
氏名

様

地権者 住所
氏名

印

建築事業に伴う建築同意について

下記土地における建築事業について、地権者として異議ありません。

記

- 1 開発区域の地番
- 2 開発区域の面積
- 3 土地利用目的

※印鑑証明書を添付すること。

第14号様式（第6条関係）

建 築 同 意 書

年 月 日

事業者 住所
氏名

様

地権者 住所
氏名

㊟

建築事業に伴う建築同意について

下記土地における建築事業について、隣接地権者として異議ありません。

記

- 1 開発区域の地番
- 2 開発区域の面積
- 3 土地利用目的
- 4 隣接土地の地番

※土地利用目的において、共同住宅にあつてはその高さ、階数及び戸数を、店舗等にあつてはその用途、高さ、階数及び床面積を記載するものとする。

第15号様式（第6条関係）

排 水 同 意 書

年 月 日

事業者 住所
氏名 様

住所
氏名

印

建築事業に伴う排水同意について

下記土地の建築事業により排出される _____
_____ を、水路放流することに異議ありません。

記

- 1 開発区域の地番
- 2 開発区域の面積
- 3 土地利用目的

《注》アンダーラインについて

雨水・家庭雑排水・し尿処理水(合併浄化槽)等を明確に記入すること。
土地利用目的において、共同住宅にあってはその高さ、階数及び戸数を、店舗等に
あってはその用途、高さ、階数及び床面積を記載するものとする。

第16号様式（第6条関係）

建 築 同 意 書

年 月 日

事業者 住所
氏名 様

区長 住所
氏名



建築事業に伴う建築同意について

下記土地における建築事業について、地元区として異議ありません。

記

- 1 開発区域の地番
- 2 開発区域の面積
- 3 土地利用目的

※土地利用目的において、共同住宅にあつてはその高さ、階数及び戸数を、店舗等にあつてはその用途、高さ、階数及び床面積を記載するものとする。

第17号様式（第13条関係）

年 月 日

(宛先)山武市長

住所

氏名



帰属(寄附採納)願いについて

下記の用地及び施設を山武市に帰属(寄附)したいので、採納されたく願います。

記

物件の表示(用地)

物件の表示(施設)

用途 _____

用途 _____

所在 _____

所在 _____

地番 _____

地番 _____

地目 _____

施設名 _____

地積 _____

規模及び内容 _____

添付図書

- 1 登記承諾書
- 2 印鑑証明書
- 3 登記事項証明書
- 4 公図写し
- 5 求積図(S=1/250)

- 6 位置図 (S=1/10,000)
- 7 法人の登記事項証明書
- 8 その他

第18号様式（第14条関係）

建築確認に関する工事の廃止の届出書

年 月 日

(宛先)山武市長

届出者住所
氏名

㊟

建築確認通知書に関する工事(確認番号： 第 号、 年 月 日)を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

- 1 建築確認に関する工事を廃止した年月日
年 月 日
- 2 建築確認に関する工事の廃止に係る所在及び地番
- 3 建築確認に関する工事の廃止に係る開発区域の面積

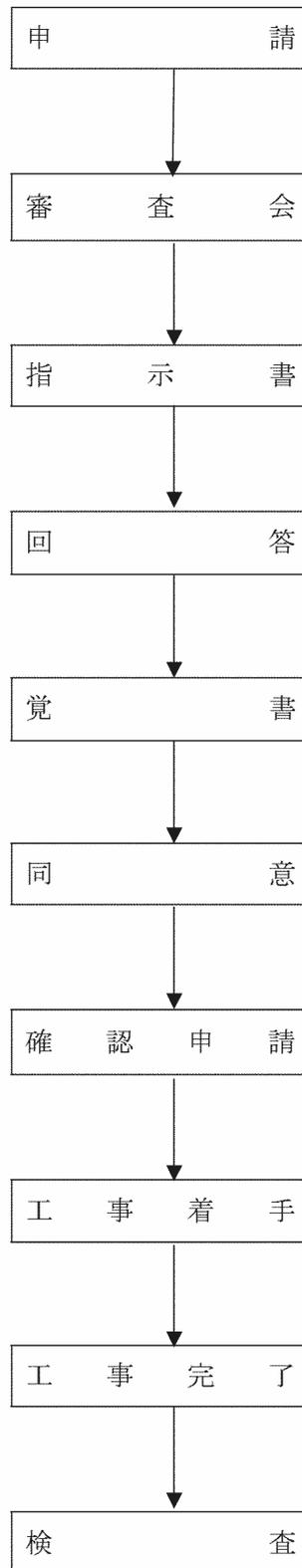
添付書類

- 1 位置図
- 2 配置図
- 3 現況写真

建築事業事前協議添付図書

	項 目	内 容
1	建築事業事前協議申請書	別記第1号様式
2	建築事業事前協議確認通知書	別記第2号様式
3	設計説明書	別記第3号様式
4	権利関係の調書	開発地土地登記事項証明書・住民票・法人登記事項証明書・隣接土地登記事項証明書
5	水利関係者の同意書	別記第15号様式
6	建築同意書	開発区域内の土地所有者(印鑑証明書を添付)・隣接土地所有者・開発地区(事前公開板の写真添付)別記第13・14・16号様式
7	開発区域位置図	1/50,000以上
8	開発区域図	1/2,500以上
9	現況図 (開発区域及びその周辺)	1/2,500以上 作成者の署名押印
10	公図写し	1/500以上
11	配置図	通路計画断面図1/300以上・通路構造図
12	造成計画平面図 (開発区域の周辺を含む)	1/50以上 1/1,000以上
13	造成計画断面図	各階平面図・立面図(道路斜線、隣地斜線を記入すること。)4面・断面図 1/200以上、
14	建築図	日影図(時刻日影図及び時間日影図)・真太陽時の決定方法・真北の測定方法
15	排水計算書	
16	排水施設計画平面図	排水計画平面図・排水縦断面図・排水施設構造図・排水流末系統図 1/500以上
17	給水施設計画平面図	給水配管平面図・給水施設平面図・貯水槽
18	消防水利構造図	構造図 1/500以上
19	擁壁断面図	擁壁構造図・擁壁計算書 1/50以上
20	がけの断面図	切盛土位置平面図・防災計画平面図・防災施設構造図・土質分類図 1/50以上
21	公共施設及び公益施設等の整備計画	
22	その他市長が必要と認める図書	

建築事業の審査フロー図



[資料]

誘導居住水準(住宅建設計画法(昭和41年法律第100号)に基づき策定される住宅建設五箇年計画で示されている水準による。)

1 都市居住型誘導居住水準(共同住宅)

世帯人員 (標準世帯の場合)	室構成	居住室面積	住戸専用面積 (壁厚補正後)	参 考 住戸専用面積 (内法)
1人	1DK	20.0m ² (12.0畳)	37.0m ²	33.0m ²
1人(中高齢単身)	1DK	23.0 (14.0畳)	43.0	38.0
2人	1LDK	33.0 (20.0畳)	55.0	48.5
3人	2LDK	46.0 (28.0畳)	75.0	66.5
4人	3LDK	59.0 (36.0畳)	91.0	82.5
5人	4LDK	69.0 (42.0畳)	104.0	94.5
5人(高齢単身を含む。)	4LLDK	79.0 (48.0畳)	122.0	110.5
6人	4LDK	74.5 (45.5畳)	112.0	102.0
6人(高齢夫婦を含む。)	4LLDK	84.5 (51.5畳)	129.0	117.0

(注)

- 1) 標準世帯とは、この場合、夫婦と分離就寝すべき子供により構成されている世帯をいう。ただし、6人世帯の子供については、そのうち2人は同室に就寝するものとしている。
- 2) 居住室面積には、寝室・食事室・台所(又は食事室兼台所)及び居間のみを含む。
- 3) 住戸専用面積には、寝室・食事室・台所(又は食事室兼台所)・居間・便所・浴室・収納スペース等を含むが、バルコニーは含まない。なお、住戸専用面積(壁厚補正後)は、鉄筋コンクリート造を想定した壁厚補正を行っている。
- 4) 室構成の記号は、数字は寝室数、Lは居間、Dは食事室、Kは台所(ただし、1人世帯のDKは食事室兼台所)である。